

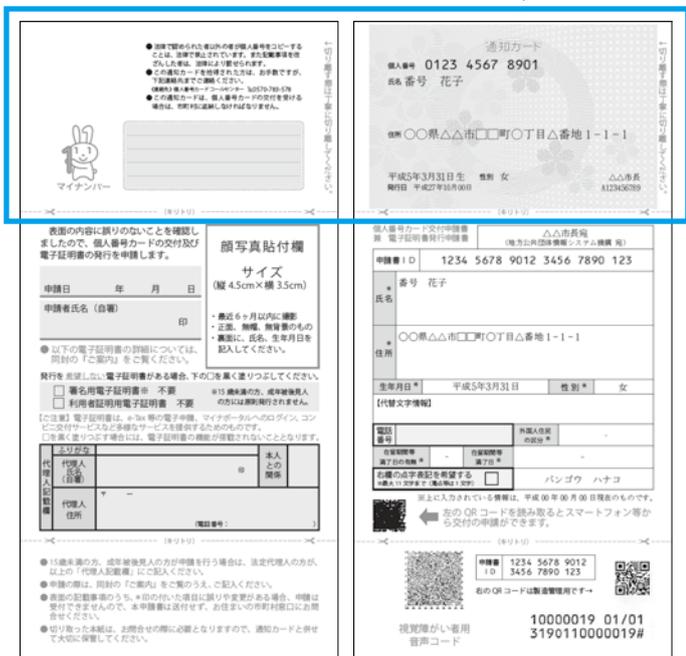
# ご存じですか？マイナンバー制度 ~ vol.6 ~

## ~安心安全の仕組み~

小城市ホームページから  
マイナンバー 検索

問 総務課 (西館2階) 【担当】 鮎川・大坪 ☎37・6112

封筒を開けていただき、青で囲んでいる部分が「通知カード」です。(紙製) 切り取って利用してください。



(裏)

(表)

10月下旬から、住民の方一人一人に「マイナンバー」(12桁の個人番号)が通知されます。(通知カード)  
世帯ごとに簡易書留で配送されます。  
生涯にわたって利用する番号ですので、紛失したりしないように大切に保管してください。



### 質問1

マイナンバーはいつでも使うの？

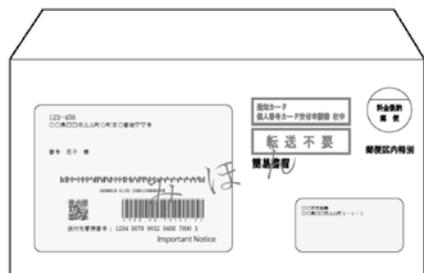
### 回答

法律に定めのある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を制限しています。



### 質問2

個人情報の漏えい対策は大丈夫？



### 回答

マイナンバーが適正に管理されているかを国の特別委員会が監視・監督します。



### 質問3

国に情報を何でも一元管理されるのでは？



### 回答

個人情報は今までどおり税の情報は税務署、住民情報は市民課、と分散して管理します。分散管理することで辛くなる式の情報漏えいを防ぎます。



### 質問4

システムは安心なの？

### 回答

行政機関間の情報のやり取りは、マイナンバーを直接使いません。また、システムにアクセス可能な者を制限・管理します。

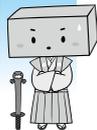


### 質問5

「なりすまし」被害が心配？

### 回答

なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。



また、今後「情報提供等記録開示システム」が稼働予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかご自身で確認することができるようになります。

マイナンバー制度に対するお問い合わせは、☎0570・20・0178 (全国共通ナビダイヤル) 平日9時30分~17時30分 (土日祝日・年末年始を除く) ※ナビダイヤルは通話料がかかります。

マイナンバーについて、詳細は今後の広報『さくら』でも順次ご紹介していきます。